

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の取組みについて

中国ジェイアールバス(株)

浜田営業所

項 目		当社の取組み状況		法 律 ・ 規 制 等	記 事	
1	事業許可	貸切事業の許可を受けています。		道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業の許可)	中国運輸局認可 中自認第195号	
2	営業区域	事業区域の認可を受けています。		道路運送法第5条1の3(許可申請) 道路運送法第20条(禁止行為)		
3	サービスの 安全性等判断	①行政処分情報	過去3年間の行政処分はありません。		道路運送法、同施行規則、運輸規則についての処分	
		②任意保険加入状況	対人 無制限、対物 500万円に加入しています。 保険会社:東京海上日動火災保険株式会社		旅客自動車運送事業運輸規則19条の2(対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険)に加入	
		※ ③国土交通省指導による 安全性評価認定制度	<b>認定を受けています。</b>		<b>貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定</b>	<b>認定番号11-0106</b>
		④高速ツアーバス運行事業者	高速ツアーバスは運行していません。		高速ツアーバスの運行	
		⑤安全マネジメント評価	国土交通省の評価を受けています。		道路運送法第22条の2(安全管理規程等)による評価	
		⑥デジタル式記録計及び ドライブレコーダーの導入状況	全車に装備しています。		デジタル式記録計及びドライブレコーダーの導入	
		⑦先進安全自動車(ASV) の導入状況	ABS付コンビブレーキ	ABSは全車両導入しています。	当社として導入している安全装備	
		⑧グリーン経営認証	認証は受けていませんが、低公害車両の導入、エコドライブの実施等によりグリーン経営を推進しています。		グリーン経営の認証	

については特に重要な項目

※ 貸切バス事業者安全性認定制度は、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、利用者や旅行会社により安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくすることを目的としています。